

随意契約に係る情報の公表（物品・役務）

物品役務等の名称及び数量	契約職等の氏名、部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計規程の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応募 者数	
<p>令和5年度人事・給与システム保守管理及びハードウェア等更新</p> <p>国立研究開発法人土木研究所</p> <p>国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所</p>	<p>契約職 国立研究開発法人土木研究所 理事長 藤田 光一</p> <p>茨城県つくば市南原1番地6</p>	令和5年4月3日	<p>富士通Japan（株）</p> <p>東京都港区東新橋1丁目5番2号</p>	5010001006767	<p>本件は、国立研究開発法人土木研究所において、導入している「人事・給与システム（内部情報ソリューションPKNOWLEDGE v3（富士通（株）製）」（以下、「本システム」という。）及び本システムをインストールしているサーバ等のハードウェア（以下、「ハードウェア等」という。）の保守管理業務、ハードウェア等の更新及びデータの移行（以下、「更新等」という。）を行うものである。</p> <p>本件は、現在稼働している本システム及びハードウェア等の保守管理を行うものであり、更新等は、本システムの基盤ソフトウェア（氏名、組織、科目等の基本情報DB）を使用し、当所固有のカスタマイズを実施した帳票、データベース等と一連となったシステム構成により発揮されるものである。このため、本件を確実に履行するためには本システムの当所固有のカスタマイズ及び仕様の細部に至るまで熟知し、本システム及びハードウェア等の構成、導入環境及び運用について知識・技術を備えていることが不可欠である。</p> <p>上記業者は、当所固有のカスタマイズを実施したソースプログラムの著作権を富士通（株）から譲渡されているとともに、本システムにおける当所固有のカスタマイズ機能を熟知し、本システム及びハードウェア等の構成、導入環境及び運用についての知識・技術を備えており、本システムを包括的に把握していることから、本件を正確かつ確実に履行できる唯一の業者である。</p> <p>よって、国立研究開発法人土木研究所会計規程第52条第4項第一号及び国立研究開発法人土木研究所契約事務取扱細則第26条第1項第二号への規定により、上記業者と随意契約するものである。</p>	85,197,519	85,197,519	100.0%					
<p>会場借上（令和6年4月採用研究職員の選考）</p> <p>都道府県会館</p>	<p>契約職 国立研究開発法人土木研究所 理事長 藤田 光一</p> <p>茨城県つくば市南原1番地6</p>	令和5年5月10日	<p>公益財団法人都道府県センター</p> <p>東京都千代田区平河町2丁目6番3号</p>	2010005003854	<p>令和6年4月入所の新規研究職員採用にあたり、1次選考（書類選考）合格者に対して、二段階の面接試験（2次選考、最終選考）を行うこととしている。最終選考では受検者が関心を持つ技術分野についてのプレゼンテーションを課す予定としている。そのため面接会場2室、控室1室が必要となる。また政府が要請する新規職員への選考活動解禁日が6月1日であることから、新卒者に対しては6月1日から6月4日まで、既卒者（政府要請の対象外）に対しては5月31日から6月4日まで期間を設け、面接を実施する予定としている。31日に借上開始時刻直後から面接を実施するため、5月30日午後から準備作業が必要となる。従って5月30日は60m程度の会議室1室を借りる必要がある。</p> <p>1. 面接日及び準備日（5月30日～6月4日）に会場借上が可能である。 2. 2次選考会場として45m程度の会議室1室、控室および最終選考会場として60m程度の会議室2室が使用できる。うち60m程度の会議室1室は準備段階で借りることができる。 3. 全国各地からの応募者が参加するため、応募者の利便性に配慮し、会場が東京駅、羽田空港等から乗り換え回数が少なくアクセスでき、最寄り駅からも徒歩10分未満である。 4. 面接会場及び控室として使用する会議室が同じ階にある。 5. 面接会場及び控室として使用する会議室に窓があり閉塞感がない。 6. 隣室と壁で仕切られている（間仕切りは音が漏れるため不可）。 7. 仮予約が可能でかつキャンセル料が発生しない。 8. 使用料金の請求払いに対応可能である。</p> <p>上記条件を全て満たす会場を所有するのは、公益財団法人都道府県センターが唯一の機関である。 よって、国立研究開発法人土木研究所会計規程第52条第4項第一号及び国立研究開発法人土木研究所契約事務取扱細則第26条第1項第三号の規定により、上記業者と随意契約するものである。</p>	894,850	894,850	100.0%					

随意契約に係る情報の公表（物品・役務）

物品役務等の名称及び数量	契約職等の氏名、部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計規程の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応募 者数	
東京オフィス清掃 秋葉原センタープレイスビル	契約職 国立研究開発法人土木研究所 理事長 藤田 光一 茨城県つくば市南原 1 番地 6	令和5年6月22日	三菱地所プロパティマネジメント (株) 東京都千代田区丸の内二丁目 2 番 3 号	1010001116669	本業務は、土木研究所が令和5年度より第3期戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）の研究推進法人を担うことになり、利益相反の観点から既存組織とは別の場所で研究推進法人に関する業務を行う必要が生じたため、東京都内に新たに借上げた事務室専用部の清掃を行うものである。 事務室の借上にあたっては、必要な面積、構造、立地条件、機能等すべてを満足する物件として、秋葉原センタープレイスビル4階（402区）を選定し、令和5年3月1日に同ビルの所有者である富国生命保険相互会社と定期賃貸借契約を締結したところである。 本業務は、事務室専用部の日常清掃及び定期清掃を行うものであり、先に締結した賃貸借契約書及び同契約書添付館内細則により、その清掃を自ら行う場合は、上記業者によることが定められている。そのため、上記業者が本業務を履行できる唯一の業者である。 よって、国立研究開発法人土木研究所会計規程第52条第4項第1号及び国立研究開発法人土木研究所契約事務取扱細則第26条第1項第3号の規定により、上記業者と随意契約するものである。	2,620,200	2,620,200	100.0%					
企業財務状況審査及び調査分析等補助作業 国立研究開発法人土木研究所	契約職 国立研究開発法人土木研究所 理事長 藤田 光一 茨城県つくば市南原 1 番地 6	令和5年7月7日	(株)常陽産業研究所 茨城県水戸市三の丸1丁目5番1 8号	6050001001169	本件は、革新的社会資本整備研究開発推進事業の実施に伴い、民間企業等の財務状況に係る審査及び調査分析等について、専門的知見を活用しつつ、土木研究所が実施する事務作業の補助を行うとともに、研究開発法人等による融資に関する情報収集及び整理を行うものである。 本件の実施にあたっては、新規提案機関の財務状況等審査補助及び研究開発法人等による融資に関する情報収集及び整理を実施できる能力や体制が必要であり、これらが業務の成果に密接に関係することから、企画競争により公募を行った。 その結果、入札説明書を交付した4者のうち、1者から企画提案があり、それらについて実施体制、企画提案書の内容等を総合的に評価した結果、上記業者は本件を遂行するうえで、必要な能力が十分に備わっていることが確認された。 以上の理由から上記業者を選定し、国立研究開発法人土木研究所会計規程第52条第4項第1号及び国立研究開発法人土木研究所契約事務取扱細則第26条第1項第2号ホの規定により随意契約を行うものである。	6,204,000	6,204,000	100.0%					
恒温恒湿装置冷凍機修繕 国立研究開発法人土木研究所	契約職 国立研究開発法人土木研究所 理事長 藤田 光一 茨城県つくば市南原 1 番地 6	令和5年8月21日	ヤマト科学（株）筑波営業所 茨城県つくば市東二丁目10番地 4	7010001059565	本件は、当所で所有する恒温恒湿装置（エスベック社製TBR-6I120APJJ S/N:3014004716）の冷凍機のオーバーホール等を行うものである。 材料資源研究グループでは各種建設材料の劣化メカニズムの解明や長期耐久性の評価を行っている。低温時における温度および湿度制御に必須な当該装置の冷凍機を修理することで、材料の長期耐久性に対する施工時や供用時の環境（温度、湿度など）の影響を明らかにすることが可能である。 当該試験装置本体は、上記業者を販売窓口として購入したものである。製造したエスベック株式会社では、修理業務を販売店のみを窓口として実施しているため、上記業者は本件を遂行することができる唯一の業者である。 よって、国立研究開発法人土木研究所会計規程第52条第4項第1号及び国立研究開発法人土木研究所契約事務取扱細則第26条第1項第2号ニの規定により、上記業者と随意契約するものである。	2,872,760	2,872,760	100.0%					

随意契約に係る情報の公表（物品・役務）

物品役務等の名称及び数量	契約職等の氏名、部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計規程の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応募 者数	
令和5年度会計監査業務 国立研究開発法人土木研究所	契約職 国立研究開発法人土木研究所 理事長 藤田 光一 茨城県つくば市南原1番地6	令和5年11月13日	太陽有限責任監査法人 東京都港区元赤坂1-2-7	4010405002470	独立行政法人通則法第39条の規定により、当研究所は会計監査人によって財務諸表等の監査を受けなければならない。 契約の相手方となる太陽有限責任監査法人は、独立行政法人通則法第40条の規定により、国土交通大臣が選任した会計監査人である。 よって、国立研究開発法人土木研究所会計規程第52条第4項第1号（国立研究開発法人土木研究所契約事務取扱細則第26条第1項第1号イ）の規定に基づき、上記法人と随意契約を行うものである。	11,088,000	11,088,000	100.0%					